

# 商業施設・病院・診療所・銀行等 の立地を計画しているみなさまへ

本市では、平成28年4月1日に、都市再生特別措置法に基づく「立地適正化計画（以下、本計画）」を公表しました。

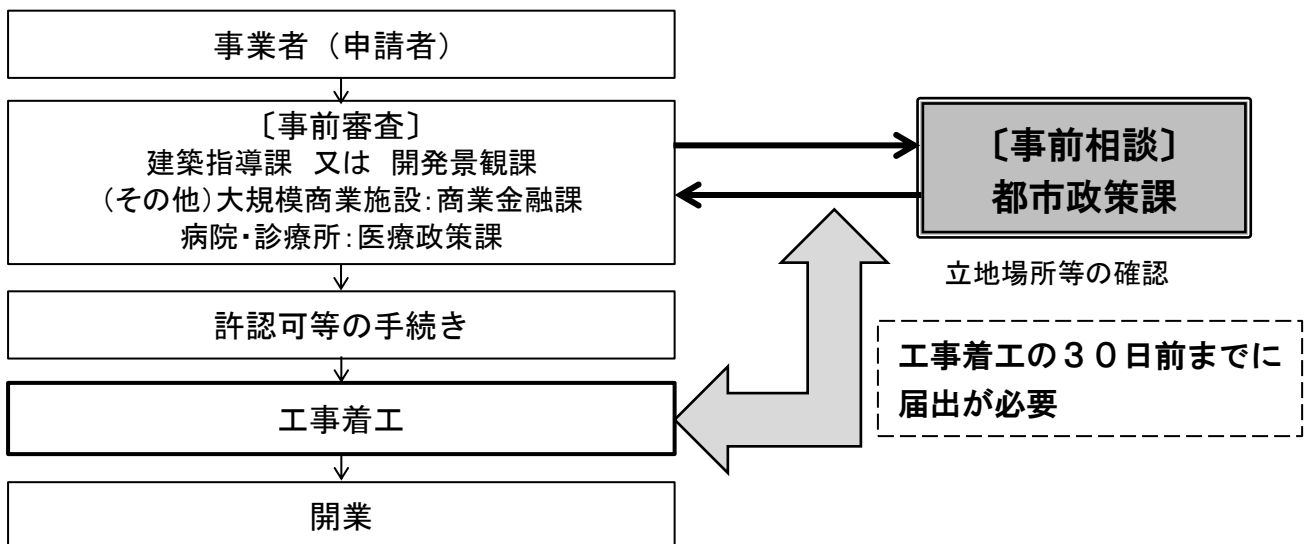
本計画は、人口減少・超高齢社会の進展が見込まれる中でも、現在の暮らしやすさや都市の活力を、将来にわたって維持することを目的としており、誰もが移動しやすく暮らしやすい都市の実現に向けて取り組むものです。

本計画の公表に伴い、誘導施設<sup>※1</sup>の整備動向を把握するため、都市機能誘導区域<sup>※2</sup>外では都市再生特別措置法に基づき届出が義務付けられ、以下に該当する建築・開発行為は、市への届出が必要となります。（※1、※2裏面参照）

## I 対象となる区域・行為

対象となる区域	都市機能誘導区域 <sup>※2</sup> 外の区域		
対象となる施設 (誘導施設 <sup>※1</sup> )	生鮮食料を取り扱う、店舗面積1,000㎡以上の商業施設 (共同店舗・複合施設等により店舗面積が1,000㎡以上となるものを含む)	内科、外科、整形外科、小児科、歯科を診療科目とする病院、診療所 (医療法(以下、法とする)第1条の5第1項に定める病院、法第1条の5第2項に定める診療所)	入出金可能な、銀行等 (銀行法第4条に基づく免許を受けて銀行業を営む銀行(政策投資銀行を除く)、信用金庫法第4条に基づく免許を受けて金庫事業を行う信用金庫及び信用金庫連合会、労働金庫法第6条に基づく免許を受けて金庫事業を行う労働金庫及び労働金庫連合会、農林中央金庫法に基づく農林中央金庫、株式会社商工組合中央金庫法に基づく商工組合中央金庫)
対象となる行為	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 開発行為               <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 上記施設を有する建築物の建築目的で行う開発行為</li> </ul> </li> <li>■ 開発行為以外               <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 上記施設を有する建築物の新築</li> <li>○ 建築物を改築し、上記施設を有する建築物とする</li> <li>○ 建築物の用途を変更して上記施設を有する建築物とする</li> </ul> </li> </ul>		
届出の期日	工事着手の30日前までに届出		

## II 手続きの流れ

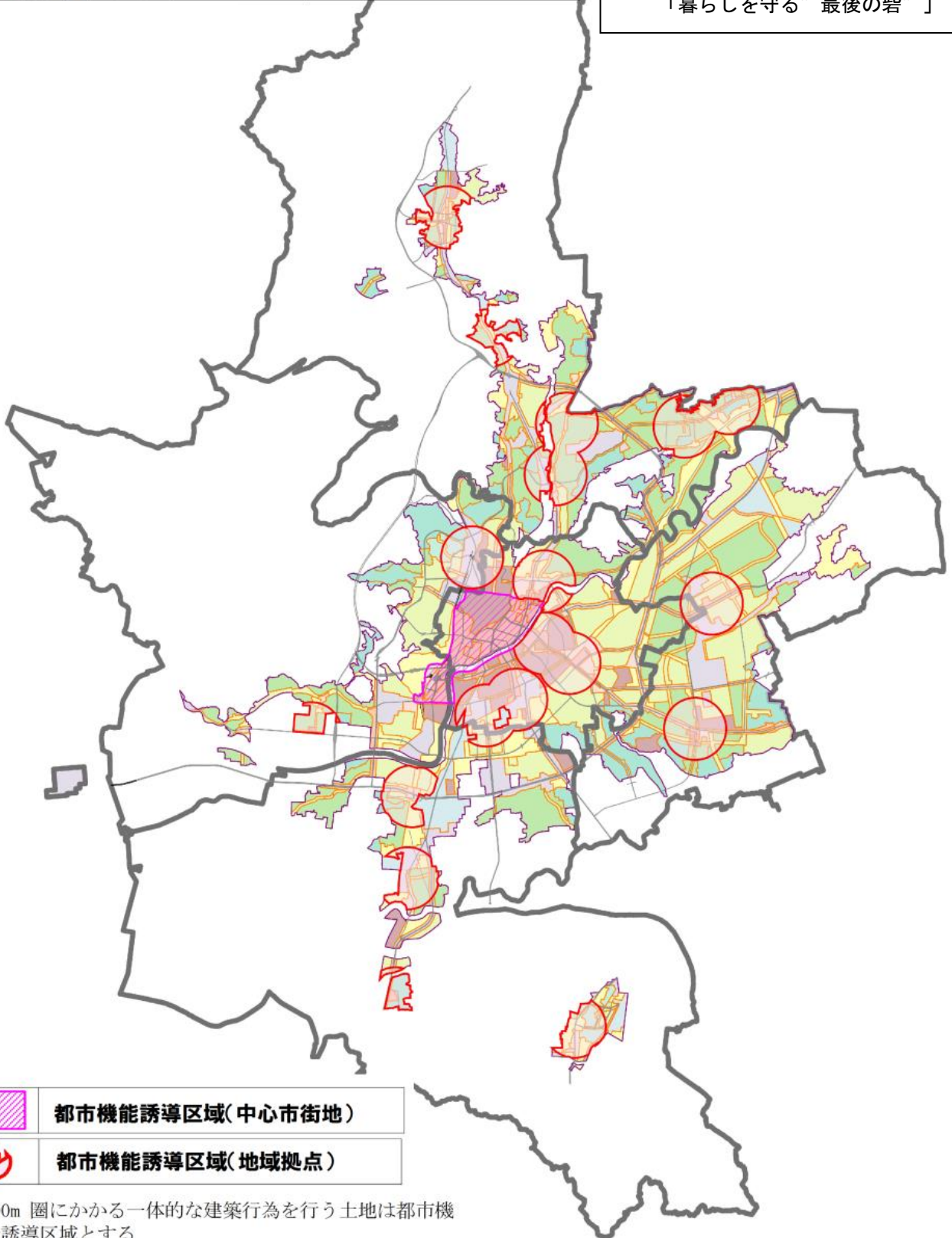


お問い合わせ先：熊本市 都市建設局 都市政策部 都市政策課 計画班 電話 096-328-2502

# 都市機能誘導区域

	面積	人口
都市機能誘導区域 〔人口密度〕	3,146ha	192,974人 〔61.3人/ha〕
市街化区域面積と人口 (割合)〔人口密度〕	10,795ha (29.2%)	644,441人 (29.9%)〔59.7人/ha〕
市域面積と人口 (割合)〔人口密度〕	39,032ha (8.1%)	734,474人 (26.3%)〔18.8人/ha〕

- ※1 誘導施設：都市機能誘導区域内に維持・確保しておく日常生活に必要な施設（計画で定める商業、医療、金融施設）
- ※2 都市機能誘導区域：日常生活サービス機能を都市の拠点で維持・確保することにより、必要なサービスを受けることができる区域「暮らしを守る”最後の砦”」



	都市機能誘導区域(中心市街地)
	都市機能誘導区域(地域拠点)

※800m 圏にかかる一体的な建築行為を行う土地は都市機能誘導区域とする

※居住誘導区域設定の際の災害リスクが高い地域を除く



この図面は、概ねの位置・区域を示すものです。  
区域の詳細は、都市政策課でご確認ください。